

令和3年1月10日

報道機関各位

長岡市危機管理防災本部  
危機管理防災担当課長



## 長岡市小国地域に 災害救助法が適用されました

小国地域において、今冬の大雪による災害により、住家倒壊のおそれがあり、生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、救助が必要となっていることから、災害救助法が適用されましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 適用地域

小国地域

#### 2 適用期間

令和3年1月10日から10日間

#### 3 救助の内容

障害物の除去（市が実施する要援護世帯及び生活保護世帯の屋根の雪下ろしに係る費用を、国と県が2分の1ずつ負担。）

#### 4 その他

本適用に合わせて、小国支所長を本部長とした「現地雪害対策本部」を設置しました。

#### 【問い合わせ先】

○救助法適用に関すること

長岡市雪害対策本部（危機管理防災本部）

電話 0258-39-2262

○小国地域に関すること

小国地域現地雪害対策本部（小国支所地域振興課）

電話 0258-95-5905